

報 告 第 1 2 号

損害賠償の額を定める専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月8日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

専 決 第 7 号

損害賠償の額を定める専決処分の件

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和8年8月24日専決

摂津市長 嶋 野 浩一朗

- | | |
|---------------|---|
| 1 事 故 名 | 学校開放に係る施設使用団体の所有物品誤廃棄事故 |
| 2 事 故 発 生 状 況 | 摂津市千里丘三丁目15番4号、摂津市立千里丘小学校旧体育館の躯体解体のため令和8年5月25日（月）から同月27日（水）までの間にかけて順次実施した撤去作業において、撤去作業までに団体の所有物品を移動させる必要があったが、団体への対応を失念したことにより体育倉庫に残された団体の所有物品を誤って廃棄させたもの |
| 3 損害賠償の相手方 | 摂津市在住の者 |
| 4 損 害 賠 償 の 額 | 56,179円 |
| 5 過 失 割 合 | 本市 100% 相手方 0% |